平成２７年（再イ）第７号
滋賀県彦根市里根町66番地３
再生債務者　杉本　　隆
１　決議に付する再生計画案　平成27年４月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月20日まで
平成27年４月15日　大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（再イ）第２号
秋田県男鹿市船川港金川字姫ケ沢136番地10
再生債務者　横山　祐三
１　決議に付する再生計画案　平成27年３月19日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月７日
３　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月７日まで
平成27年４月16日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第５７号
広島市佐伯区藤の木２丁目８番９号
再生債務者　有留　　満
１　決議に付する再生計画案　平成27年４月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月14日
３　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月14日まで
平成27年４月16日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１７号
青森県八戸市大字鮫町字下松苗場14番地121
再生債務者　松本　千草
１　決議に付する再生計画案　平成27年４月14日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月21日
３　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月21日まで
平成27年４月16日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２７年（再イ）第２号
大阪府八尾市南本町７丁目２番30号
再生債務者　髙野　　明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月14日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再口）第５号
埼玉県上尾市大字領家404番地３
再生債務者　矢部　和也
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年５月11日まで
４　一般異議申述期間　平成27年５月25日から平成27年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再口）第１号
千葉県柏市柏267番地16　サニーハイム105号
再生債務者　穂積　　瞳
１　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年５月12日まで
４　一般異議申述期間　平成27年５月19日から平成27年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（再口）第２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字後原529番地６
再生債務者　上間　　学
１　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年５月12日まで
４　一般異議申述期間　平成27年５月26日から平成27年６月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（再口）第３号
秋田県大仙市大曲西根字杉矢崎89番地
再生債務者　加賀　正益
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年５月14日まで
４　一般異議申述期間　平成27年５月28日から平成27年６月11日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（再口）第７号
高知市旭町１丁目51番地
再生債務者　佐伯　慶久
１　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年５月14日まで
４　一般異議申述期間　平成27年５月21日から平成27年６月４日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再口）第１００７３号
東京都大田区大森北５―13―13―502
再生債務者　茂木　高広
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成27年４月30日まで
平成27年４月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再口）第１号
神奈川県厚木市飯山1645番地７
再生債務者　内村まどか
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月13日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成27年５月７日まで
平成27年４月15日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２６年（再口）第４号
沖縄県宜野湾市真志喜２丁目26番15号　マンションカオス６－Ｃ
再生債務者　新垣　和正
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成27年５月12日まで
平成27年４月14日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（再口）第１００１０号
東京都八王子市別所１丁目70番地２
再生債務者　服部　伸一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成27年５月15日まで
平成27年４月16日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再口）第１００６６号
神奈川県小田原市蓮正寺801－５
再生債務者　松田　知道
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年４月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月15日
東京地方裁判所民事第20部

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款（平成13年４月１日制定）を次のように変更する。
平成27年３月31日
国家公務員共済組合連合会職員共済組合代表者
国家公務員共済組合連合会理事長　尾原　榮夫

第31条第１項の表中「$\frac{33.20}{1,000}$」を「$\frac{35.20}{1,000}$」に、「$\frac{4.14}{1,000}$」を「$\frac{4.12}{1,000}$」に、「$\frac{66.40}{1,000}$」を「$\frac{70.40}{1,000}$」に、「$\frac{8.28}{1,000}$」を「$\frac{8.24}{1,000}$」に改める。

附　則
１　この変更は、平成27年４月１日から施行する。
２　変更後の第31条第１項の規定は、平成27年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。